

議案第 5 5 号

さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 6 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 7 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| (会計年度任用職員の給与) 第 2 2 条 水道局企業職員で会計年度任用職員（地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）であるものの給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、 <u>期末手当及び勤勉手当</u> とし、職員及びさいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さいたま市条例第 1 8 号）の適用を受ける会計年度任用職員との権衡を考慮し、支給する。 2 [略] | (会計年度任用職員の給与) 第 2 2 条 水道局企業職員で会計年度任用職員（地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）であるものの給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び <u>期末手当</u> とし、職員及びさいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さいたま市条例第 1 8 号）の適用を受ける会計年度任用職員との権衡を考慮し、支給する。 2 [略] |

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。